

富岡町（居住制限区域）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、300㎡を超える部分は本件事故前の地価を乗じた額とした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|------|---|
| 損害項目 | (1) 避難に伴う損害 |
| | ア 宿泊費（家賃及び宿泊謝礼含む） |
| | イ 移動費用 |
| | ウ 一時立入費用 |
| | エ 引っ越し費用 |
| | (2) 生活費増加分 |
| | ア 物品購入費 |
| | イ 家族間移動費 |
| | ウ その他の増加費用（G-BOOK基本利用料金、コンタクトレンズ及びアイボン） |
| | (3) 精神的損害 |
| | (4) 財物 |
| | ア 家財一式 |
| | イ 土地（ただし、別紙物件目録記載1の土地） |
| | ウ 建物（ただし、別紙物件目録記載2の建物） |
| | エ 構築物・庭木（ただし、上記イの土地上のもの） |
| | (5) (1)ないし(4)についての弁護士費用 |

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成24年8月31日

2 申立人X2について

申立人X2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|------|--------------|
| 損害項目 | (1) 生命・身体的損害 |
| | (2) 精神的損害 |

(3) (1)及び(2)についての弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成24年8月31日

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1の1記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金31,509,773円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1) 避難に伴う損害

ア 宿泊費（家賃及び宿泊謝礼含む）

金1,184,945円

イ 移動費用

金78,000円

ウ 一時立入費用

金78,000円

エ 引っ越し費用

金175,935円

(2) 生活費増加分

ア 物品購入費

金1,225,546円

イ 家族間移動費

金294,000円

ウ その他の増加費用（G-BOOK基本利用料金、コンタクトレンズ及びアイボン）

金47,418円

(3) 精神的損害

金1,980,000円

(4) 財物（アないしエのいずれも内払い）

ア 家財一式

金4,450,000円

イ 土地（ただし、別紙物件目録記載1の土地）

金3,420,186円

ウ 建物（ただし、別紙物件目録記載2の建物）

金15,175,561円

エ 構築物・庭木（ただし、上記イの土地上のもの）

金2,482,422円

(5) (1)ないし(4)についての弁護士費用 金917,760円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1の2記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金2,515,468円の支払義務があることを認める。

(内訳) (1) 生命・身体的損害

金222,202円

(2) 精神的損害

金2,220,000円

(3) (1)及び(2)についての弁護士費用

金73,266円

第3 仮払補償金

1 申立人X1及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、仮払補償金として金1,300,000円を支払済みであることを相互に確認する。

2 申立人X2及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、仮払補償金として金300,000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の1(3)及び同(4)並びに第1の2(1)及び同(2)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月19日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 楯香津美)

富岡町（居住制限区域）に居住していた申立人らの不動産（自宅土地建物）について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、300㎡を超える部分は本件事故前の地価を乗じた額とした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 (1) 財物
- ア 家財一式
 - イ 土地（ただし、別紙物件目録記載1の土地）
 - ウ 建物（ただし、別紙物件目録記載2の建物）
 - エ 構築物・庭木（ただし、上記イの土地上のもの）
- (2) 上記(1)についての弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目に対する和解金として、合計金42,585,816円の支払義務があることを認める。

- (内訳) (1) 財物
- ア 家財一式 金6,550,000円
 - イ 土地（ただし、別紙物件目録記載1の土地）
金9,200,804円
 - ウ 建物（ただし、別紙物件目録記載2の建物）
金21,665,742円
 - エ 構築物・庭木（ただし、上記イの土地上のもの）
金3,928,906円
- (2) 上記(1)についての弁護士費用
金1,240,364円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2の(1)及び(2)についての和解金として合計金26,294,014円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互

に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の(1)記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月29日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 楯香津美)